

- (イ) 組合積立金 廿五分ノ五
- (ロ) 組合維持費 廿五分ノ七
- (ハ) 部費 廿五分ノ三
- (ニ) 友愛會本部費 廿五分ノ十

第拾五條 組合積立金ハ別ニ定ムルトコロノ積立金規約ニヨルノ外之ヲ支出スルコトヲ得ズ

第拾六條 一旦徴收シタル組合費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返還セズ

第拾七條 入會金ハ金四拾錢トス

第拾八條 本組合ノ會計ハ半年毎ニ其決算ヲ爲シ代議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第五章 補 則

第拾九條 本規約ハ代議員三分ノ二以上出席シ其三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルニ非レバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第貳拾條 組合事務所ハ友愛會園東田原所内ニ置ク

第廿一條 本組合ニ加盟シタル者ハ全時ニ友愛會々員タルノ義務アルモノトス

第廿二條 本組合員タル者ハ組合長ノ指揮ニ從ヒ本規約ヲ定ムルトコロニ依リ共同一致以テ共通利益ノ保護増進ニ努ムベシ